

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期限</p> <p>行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律（平成二十四年法律第 号） 第五十三条の規定による行政構造改革会議の設置の日から起算して二年を経過する日</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>事務</p> <p>同法第五十四条に規定する事務及びこれに関連する事務の連絡調整に関すること。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>	<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>（略）</p>

(略)

(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

3| 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律第五十三条の規定による行政構造改革会議の設置の日から起算して二年を経過する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる行政構造改革会議は、本府に置く。

(略)

(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

2 (略)

(新設)